

伊豆の国市施設園芸及び 飼料価格高騰分支援金

原油・原材料価格及び配合飼料価格の高騰により経営が逼迫している施設園芸農家及び畜産農家に対し、支援金を支給します。

支給額

1経営体につき 上限20万円

受付期間

令和4年8月1日から令和4年11月30日まで

対象者

令和4年1月1日以前から市内で施設園芸・畜産業を行っている者で、次の事項をすべて満たす者

①施設園芸農家の場合

市内に農地を有し、又は市内の農地に利用権設定を行い、農業に従事している者

畜産農家の場合

市内に畜舎等を有し、畜産業に従事している者

②以下の補助金や支援金等の給付を受けていない者

- ・他市町村における同様の制度に基づく補助金等
- ・小規模事業者等事業復活応援金（拡大枠）

③市税等の滞納がない者

④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）及び伊豆の国市暴力団排除条例（平成24年伊豆の国市条例第10号）に規定する暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと

⑤施設園芸・飼料等物価高騰分支援補助金の趣旨及び目的に照らして適当でないと市長が認める者でないこと

必要書類・申請方法等の詳細は裏面をご覧ください

支給額の算出方法

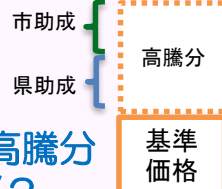
施設園芸農家

対象期間：令和4年1月1日から令和4年6月30日まで

対象期間内に購入した暖房用・炭酸ガス発生機等の燃料代高騰分

支給単価＝（当該月の全国燃油平均価格－基準価格）×1/2

※施設園芸セイフティーネットに令和4年1月1日以前から加入済みの方で、県の施設園芸燃油価格高騰緊急対策事業助成金を受けた方は、受けられません



畜産農家

対象期間：令和4年1月1日から令和4年9月30日まで

対象経費：対象期間内に購入した配合飼料代高騰分

支給単価＝（高騰分－配合飼料安定制度補填額－県助成単価）

※県助成単価…令和4年当該四半期の全畜種加重平均価格－令和2年度全畜種加重平均価格×1/2



申請手続き

1. 申請書等様式を入手

伊豆の国市ホームページから申請書等様式をダウンロードしていただくか、伊豆の国市役所農林課（あやめ会館1F）、長岡庁舎総合案内、韭山支所、大仁支所、JAふじ伊豆（伊豆地区管内）で入手することができます。

2. 申請書と添付資料の作成

提出書類は以下のとおりです。

- ① 支給申請書兼請求書（様式第1号）
- ② 誓約書兼同意書（様式第2号）
- ③ 令和3年度の販売実績の確認できる書類の写し
（出荷・販売契約書又は販売伝票、販売代金清算書など）
- ④ A重油・施設園芸用の灯油・配合飼料を期間内に購入した量が確認できる書類の写し（領収書、請求書など）
- ⑤ 振込口座の通帳（写し）

※金融機関名、店名、口座番号、カタカナ口座名義部分をコピー

3. 申請書の提出

【受付期間】令和4年8月1日（月）から令和4年11月30日（水）まで（必着）

※提出は「郵送」または「送付先窓口の提出用ポストへ投函」してください。

【送付先】

〒410-2292 伊豆の国市長岡346-1 伊豆の国市役所 農林課 宛

①から⑤のほかに追加で提出をお願いする場合があります。

申請受理後、書類の不備がなければ、最短3週間程度でご指定の口座に振込み予定です。

お問合せ先

伊豆の国市役所 農林課

TEL055-948-1460

（9：00～17：00 土日祝日を除く）